

## 原付の自動車損害賠償責任保険について

### 1 平成 29 年 3 月 28 日付「読賣新聞」記事から

写真下の記事によると、2015 年の人身事故(自損事故を除く)は 21,000 件であり、保険金約 155 億円が支払われたそうである。

無保険の場合、事故を起こさなくても運転者に「1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科せられ、違反点数が 6 点科されて免許停止処分などとなる」そうであり、管理者として注意しなければならぬ。



### 2 自賠責保険証明書の携行義務について

以下のように、「自動車損害賠償保障法」に規定されており、「自動車損害賠償責任保険証明書」を常に備え付けなければならない。そのコピーではだめである。

#### 第三章 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済

##### 第一節 自動車損害賠償責任保険契約又は自動車損害賠償責任共済契約の締結強制

(自動車損害賠償責任保険証明書)

##### 第七条

2 保険契約者は、当該自動車損害賠償責任保険証明書の記載事項について変更があったときは、自動車損害賠償責任保険証明書にその変更についての記入を受けなければならない。

(自動車損害賠償責任保険証明書の備付)

##### 第八条

自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書(前条第二項の規定により変更についての記入を受けなければならないもの)であつては、その記入を受けた自動車損害賠償責任保険証明書。次条において同じ。)を備え付けなければならない。

以上